

遺構からみた郡庁の建築的特徴と空間的特質

海野 聡（奈良文化財研究所）

I はじめに

政庁域の空間はその中心たる正殿・脇殿のほか、周囲を囲む遮蔽施設や通行のための門など、数多くの建物によって構成されている。そして、建物の配されない余地として、政庁域にはいわゆる空閑地、前庭空間ともいべき場所がある。

本稿では、郡庁の遺構を整理することで、郡庁の機能的要求にこたえる建物構成を検討する。その上で、個々の建物の特徴をみていきたい。また掘立柱と礎石・廂の付加方法と面積の拡大（屋根形状）・床の構造と有無・維持管理の点に絞って、政庁域建物の建築的特徴をみて、政庁域の空間的特質を検討したい。なお、検討は郡庁を主な対象とするが、適宜城柵政庁・国庁も対象に加え、広く建築的な特徴をみることにする。

また、郡庁域の発掘調査において建築学的に考慮しておくべき事項・注意点について述べておきたい。

II 郡庁の建物構成

郡庁の建物 郡庁の建物として、どのような建物が必要かということを考えてみたい。これは、建物・空間を考えることでその共通点を探るとともに、郡庁の機能に迫る手がかりになると考えるからである。

もちろん、遺跡の性格を考える上で、廂付建物や長舎が官衙の政庁域と判断する材料になっていることも多いため、郡庁に求められる建物を遺構からのみ抽出し、構成を判断することは問題を抱えているが、文字資料による情報が限られる以上、推定郡庁の建物構成を整理しておくことは一定の成果があろう。

例えば、初期の郡庁などでは、正殿がなく長舎状の建物が遮蔽施設として機能する場合もある。その一方で、国庁には正殿は必ず確認できる。後者は国庁においておこなう元日朝賀に対応する施設として、正殿が不可欠であったためと考えられる。すなわち、

機能的に国庁正殿は必要であったのである。では、郡庁の正殿とはいかなる機能なのであろうかという疑問が生じてくる。ここでは、郡庁の建物構成を明示するには至っていないが問題提起を図りたい。

政庁域の建物構成 郡庁の中には正殿に相当する独立建物が確認できないものもある。辺殿のみが郡庁の四方を取り囲み前庭空間を作り出すが、独立した建物として正殿が置かれられない場合である。もちろん、発掘調査によって確認できていないのみで、正殿不在と断ずることはできないが、現状をみると、郡山遺跡Ⅰ-A期、大野田官衙遺跡A・B期、栄町遺跡Ⅰ～Ⅲ期、嶋戸東遺跡Ⅰ期、御殿前遺跡評期、榎垣外官衙遺跡ⅠB期、岡遺跡Ⅱ期、丹上遺跡、古志本郷遺跡Ⅰ期、郡垣遺跡Ⅰ期、宮尾遺跡、那珂遺跡群、福原長者原遺跡Ⅰ期、阿恵遺跡、坊所一本谷遺跡などがこれにあたる⁽¹⁾。

正殿がないということは、空間的に優位な建物が明確には存在しないということであり、政庁域の機能を考える上で重要な視座である。国司と郡司などの上下関係、あるいは在地豪族同士の間・並列関係など、在地社会の構成を映す鏡とも考えられる。例えば、宮殿における重要儀礼の一つである饗宴を例にとると、共食であるのか服属であるのかといった違いに結び付く問題である。時代性をみると、7世紀後半など比較的早い段階のものが多く、辺殿⁽²⁾を用いる場合に、正殿が置かれられないという傾向がうかがえる。あるいは、北辺殿などが正殿としての機能を果たした可能性もあろう。

また前殿や後殿といった中軸上の建物がありみられない点は、国庁との大きな違いである。上野国新田郡家跡3～5段階、長者ヶ平官衙遺跡Ⅱ-3・4期、久米官衙遺跡群Ⅰ期では前殿、泉官衙遺跡CA期、正道官衙遺跡Ⅲ期、上原遺跡群上原B期、小郡官衙遺跡Ⅲ期では後殿が設けられている。また、郡

山遺跡Ⅱ-A期、城原・里遺跡里地区3期には前殿、根岸官衙遺跡群郡庁ⅢA～d期、下寺尾西方A遺跡Ⅴ期、堂ノ上遺跡、宮尾遺跡第3期、上岩田遺跡ⅠA期には後殿の可能性もある建物が確認される。特に神野向遺跡Ⅱ・Ⅲ期では前殿を設けており、ここには床束が確認できる。いずれの場合も、前殿・後殿のいずれであるかは正殿との位置関係によって定められるため、正殿の比定を明確にする必要がある。

次に辺殿・脇殿についてみていこう。正殿はともかくとして、長舎は辺殿にしる脇殿にしる、いずれかの施設は必要と考えられる。

長舎の中でも神野向遺跡は特徴的で、Ⅱ・Ⅲ期に遮蔽施設として回廊を用いる。脇殿がないため、回廊が脇殿を代替する機能を有していたと推定でき、脇殿の機能を考える上で一つの指標となる。これは御殿前遺跡Ⅲ・Ⅳ期においても同様に脇殿を代替するように回廊があり、この推定をある程度担保する。ただし、名生館官衙遺跡Ⅴ期のように回廊と脇殿が併存する事例もあり、早急には結論を導きがたい。大宰府跡Ⅱ・Ⅲ期政庁がまさにこの形式である。一方で、河合遺跡のように、辺殿で周囲を囲みながら脇殿相当の施設が設けられるものや、久米官衙遺跡群Ⅰ期・小郡官衙遺跡Ⅱ期のように辺殿と脇殿が併存する事例もあり、なお議論を必要とする。これらの事例は主に九州を中心に確認でき、地域的な特徴を示すのかもしれない。

建物構成と前庭空間 このように、郡庁・国庁の基本的な建物構成を明確にすることには困難がともなうが、ひとまずは正殿・前殿・後殿・長舎(脇殿)・門・遮蔽施設が主な構成と考えられる。これらの中から適宜、必要な建物が選択的に建てられた。こうしてみると、郡庁にはいわゆる寺院における七堂(金堂・塔・講堂・僧房・食堂・鐘楼・経楼)のような、建物の基本構成があったとは考えにくい。共通点としては、機能的な要求を満たす建物としては長舎程度で、後述のように、遮蔽施設ですら必須ではないようである。

こうした共通点の少ない郡庁の建物構成であるが、いずれも正殿や長舎状の建物で取り囲まれた空間が存在している。

ここから、前庭空間は必須であり、建物それ以上に必要な空間であったと推察される。もちろん空間に優劣をつけ、荘厳や上下関係を示す機能を有していたと推定するほうが律令支配と空間構成の関係を考

える上では理解しやすいが、正殿なしの空間のように、空間内に明確な差がなく、共存あるいは協和といった点に重点が置かれた可能性も排除できない。

Ⅲ 郡庁建物の個別の特徴

(1) 正殿の建築的特徴

正殿の建築的特徴を考えるにあたって、桁行規模・梁行規模・廂の有無の3点に大きく着目してみたい。

桁行規模 基本的には柱間を奇数とする。これは一般的に古代建築では中央間に通用口を設けるため、奇数間とする点と共通する。しかし、志波城跡B・C期、胆沢城跡Ⅲ期、泉官衙遺跡Ⅱ期(B-A・B期)、法華寺畑遺跡Ⅰ期、不入岡遺跡BⅠ期、下本谷遺跡Ⅱ～Ⅳ期の桁行6間、郡山遺跡Ⅱ-A期、岡遺跡Ⅲ-1・2期、正道官衙遺跡Ⅲ期、有田・小田部遺跡の桁行8間のように偶数間とする事例もある。偶数間の場合、中央に柱が置かれるため建物の中心(中軸)性や空間の対称性が低下する(図1)。

奇数間の中でも桁行5間のものが多く、奇数間で最大級のものでは栄町遺跡のように桁行7間のものもある。後述のように、身舎桁行5間に四面廂が付き、桁行7間になるものもある。その一方で、勝間田遺跡Ⅰ期のように身舎が7間以上のものもある。後者は廂がなく、正殿ではない可能性もあり、遺構の性格を考える上で、現状この桁行7間という規模は一つの指標となるのではなかろうか。また、偶数間の正殿は中軸や対称性を重視する律令的な建物の構成から考えるとやや不自然であり、その時期や地域性とあわせて考えていく必要がある。

梁行規模 梁行規模は廂の有無と関係性が強いが、身舎の梁行は基本的に2間で、郡山遺跡Ⅱ-A期、多賀城跡Ⅰ期、名生館官衙遺跡Ⅲ期、三十三間堂官衙遺跡Ⅰ～Ⅲ期、秋田城跡Ⅰ・Ⅱ期、栄町遺跡Ⅵ期、泉官衙遺跡CB期、神野向遺跡Ⅱ・Ⅲ期、上野国新田郡家跡3段階・4～5段階、御殿前遺跡Ⅰ～Ⅳ期、

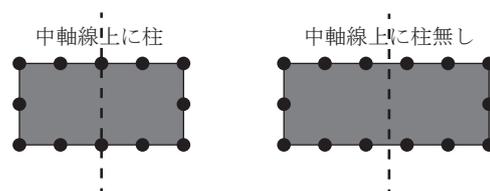


図1 偶数間と奇数間

長者原遺跡、今小路西遺跡Ⅱ期、芝山遺跡A1群、上原遺跡群山宮阿弥陀森遺跡1期、戸島遺跡Ⅰ・Ⅱ期、法華寺畑遺跡Ⅰ期、稲木北遺跡、城原・里遺跡里地区3期など、一部梁行3間のものもある。全国的に確認できるが東北に特に多く集中しており、地域的特徴の可能性もある。余談ではあるが、平安時代以降、梁行2間の側柱建物であっても入母屋造や寄棟造の屋根を架ける技術があると考えられ、平等院鳳凰堂などがその例として挙げられる。時代性ととも考慮しておく必要がある。

廂の有無 遺構の性格を考える上で、廂付建物を正殿とみなしていることも多く、正殿の特徴と捉えてよいかは再考の余地を残す。そのため現状では、発掘されて正殿、あるいはその可能性が指摘されている遺構を検討の対象にせざるを得ないという制約があることをはじめに断っておきたい。正殿と目される遺構は四面廂も多いが、片廂あるいは二面廂のものもある。後者の廂の場合、基本的には切妻造の屋根となるため、廂の付加による屋根形状の変化は見出しがたい(図2)。また、無廂のものも一定数あり、明

確な廂の形式は見出しがたい。また、いずれの廂も正面(主に南)に付くことが多く、建物と郡庁空間の正面性を示している。後述のように、廂のみの付け替えや廂の付加による建物の荘厳化も確認できる。

郡庁正殿の格式 下寺尾西方A遺跡V期新、大ノ瀬官衙遺跡ⅣA・B期のように、桁行5間に四面廂という形式が郡庁正殿としてはもっとも大きく、格式の高い形式と考えられる(図3)。美濃国府跡・三河国府跡・大宰府跡Ⅱ・Ⅲ期などの正殿がこの規模であり、郡庁正殿の規模は国庁正殿の規模を超えないように造られた可能性がうかがえる。

また、上原遺跡群上原遺跡B期、万代寺遺跡中央官衙遺構前・後期、城原・里遺跡里地区3期のように、桁行7間として片廂や二面廂とする例や、芝山遺跡A1群、上原遺跡群山宮阿弥陀森遺跡1・2期、勝間田遺跡Ⅰ～Ⅲ期のように、身舎のみで桁行7間とする例もみられる。これらの場合、屋根形状は切妻造となり、建物規模は確保しつつ、国庁正殿の四面廂建物よりも格式を落とした形式とした可能性も考えられる。この建物の規模に関する点は、郡庁正殿の

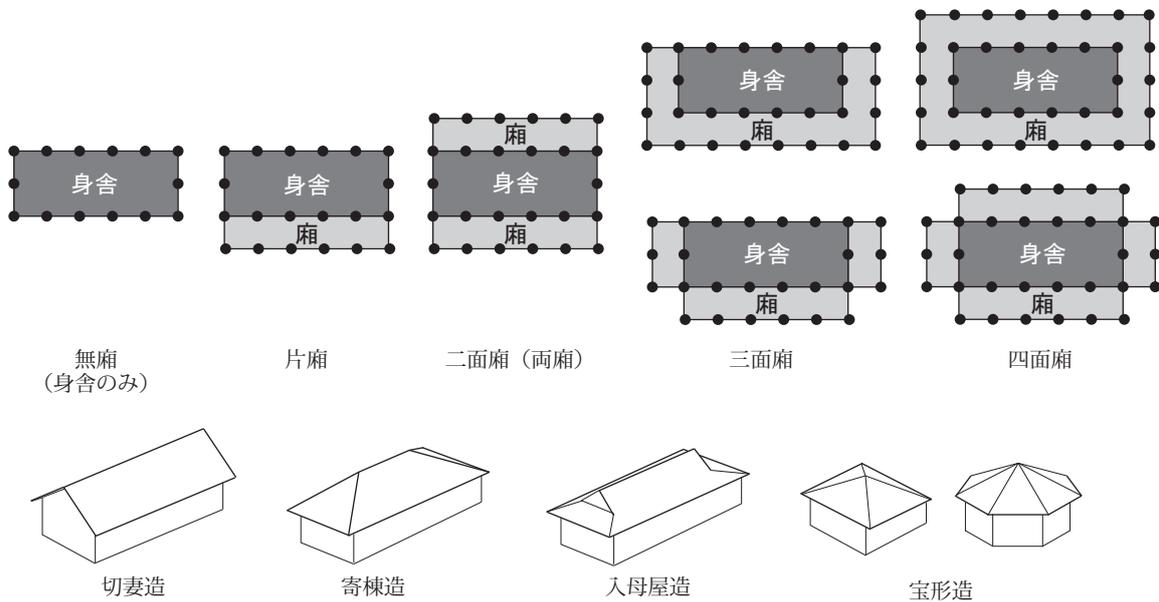


図2 廂の取付と屋根の形状

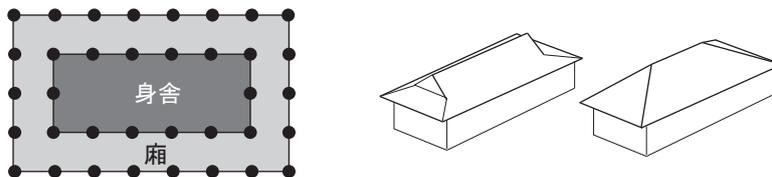


図3 正殿の規模(桁行5間四面廂)